二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の四の認定（法第五条の七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　監事の変更

四　規約の変更であって、監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十　法第五条の七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。　（新設）

（変更の認定の通知）

第一条の十一　法第五条の七第二項において準用する法第五条の五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。　（新設）

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の十二　法第五条の十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一　認定支援事務（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号。以下「令」という。）第一条第一項に規定する認定支援事務をいう。以下同じ。）を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二　法人の役員又は職員の構成が、認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三　認定支援事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定支援事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　前三号に定めるもののほか、認定支援事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）　（新設）

第一条の十三　法第五条の十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）　（新設）

第一条の十四　計画作成都道府県等は、法第五条の十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一　委託する指定認定事務支援法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　委託開始の予定年月日

三　委託する認定支援事務の内容

2　計画作成都道府県等は、法第五条の十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一　委託している指定認定事務支援法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　委託終了の年月日

三　委託している認定支援事務の内容